

ご利用について

利用できる方は？

- ・石川県内の事業所に勤務する（勤務していた）労働者、または使用者のどちらからでも申請できます。
- ・雇用形態（正社員・パート・派遣等）にかかわらず申請できます。

申請方法は？

- ・申請書に必要事項（調整事項、トラブルの経緯など）を記入し、当労働委員会に提出して下さい。
- ※申請書は、できるだけご本人がご持参下さい。（事務局が事情をお伺いします。）
- ・申請書の用紙は、ホームページからダウンロードできます。
- ・申請書は、記入漏れ等を防ぐため、できるだけ事前にご相談下さい。

アクセスは？



石川県労働委員会とは

- ・労働委員会は、公益、労働者、使用者それぞれの立場を代表する委員で構成され、公平・中立な立場で、トラブルの解決をサポートする石川県の行政機関です。
- ・個別労働関係紛争のあっせんでは、経験豊かな公労使3人の委員が、労使間のトラブル解決に努めます。



- ・労働委員会では、個別労働関係紛争のあっせんのほか、労働組合と使用者の紛争解決（労働争議の調整、不当労働行為の審査）も行っています。

お問い合わせ先

石川県労働委員会事務局

〒920-8580 金沢市鞍月1-1 県庁行政庁舎18階
tel 076-225-1881 fax 076-225-1882
mail : ishiroui@pref.ishikawa.lg.jp

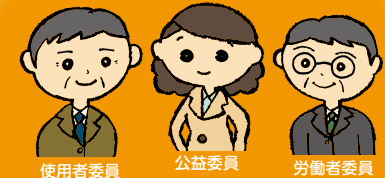
ホームページは⇒ [石川県労働委員会](#)

クリック

労使間のトラブルで悩んでいませんか？

～ 個別労働関係紛争のあっせん ～

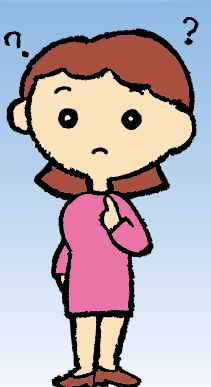
秘密厳守 **職場のトラブル** 無料
解決をサポートします



配置転換 労働委員会 解雇

パワハラ

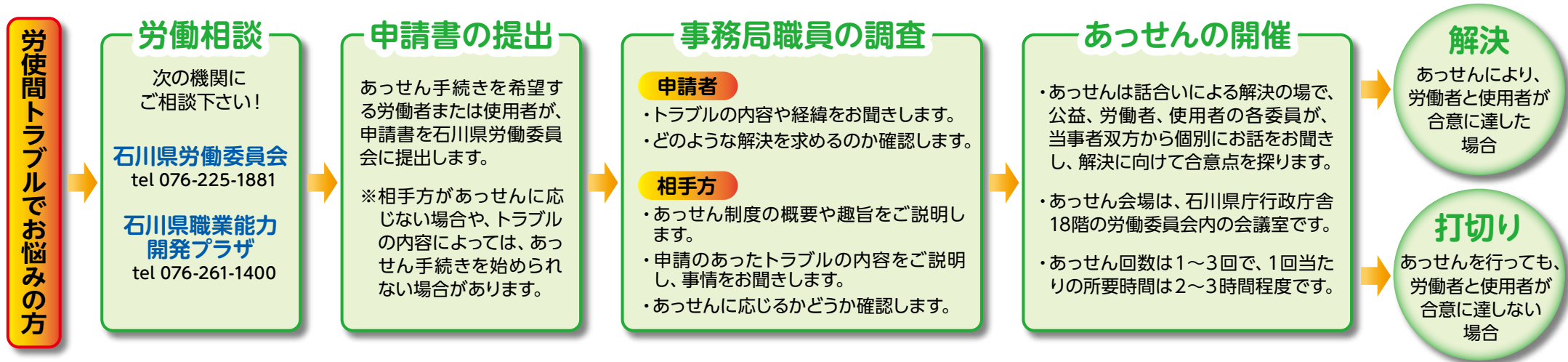
給料引き下げ



石川県労働委員会
TEL 076-225-1881

公・労・使3人の委員が、公平・中立な立場で、 あなたの労使トラブルの解決をサポートします!

あっせん手続きの流れ



あっせんとは?

個々の労働者と使用者との間で生じた労働条件等をめぐるトラブルを、解決することをお手伝いする手続きです。

安心

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成による手厚い体制で、公平・中立な立場で対応します。

速い

迅速な処理に努めています。処理に要する期間として、申請から2ヶ月程度をお見込み下さい。

無料

手数料などは不要です。
注) ただし、弁護士等を依頼した場合の費用は自己負担となります。



どんなトラブルが対象?

労使間の労働条件等をめぐるトラブルが対象です。
例えば・・・

《使用者から》

- 突然、解雇を告げられた
- 一方的に、賃金や賞与が切り下げられた
- 正当な理由がないのに、雇止めされた
- パワハラを受けた
- 採用の際に提示された労働条件が実際と違う



《労働者が》

- 配転・出向命令に応じない
- 規定がないのに、退職金を求めてきた

Q & A

Q. 秘密は、守られるのでしょうか?

A. あっせんは、非公開で行われます。秘密は厳守しますので、ご安心下さい。

Q. あっせんでは、必ず解決できますか?

A. あっせんには法的な強制力はありません。相手方があっせんへの参加に応じない場合や、あっせんを実施しても合意しない場合は、あっせんは打ち切りとなり、解決しない場合もあります。

Q. 相手方と対面したくありません。可能ですか?

A. 当事者双方が別々の控室で待機しますので、双方が対面しないあっせんも可能です。